

# 第5回 少子化社会対策大綱の推進に 関する検討会 説明資料

児童手当の在り方の検討状況について

令和4年6月20日

内閣府子ども・子育て本部

# 児童手当の在り方の検討状況

## <これまでの取組>

家庭等の生活の安定に寄与すること・次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、昭和47年に制度創設。  
(制度概要はp. 2 参照。)

## <現状・進捗状況>

令和3年通常国会(第204回国会)において、「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」が成立し、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとした。

### (改正概要)

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)(令和3年5月21日成立・5月28日公布)

### (2) 児童手当法の一部改正

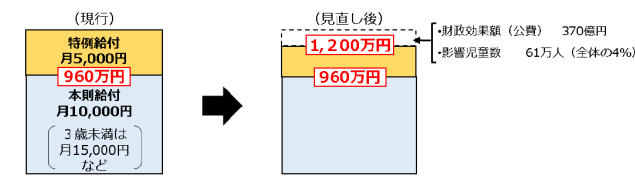
特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする(令和4年10月支給分から適用)。【児童手当法附則第2条関係】  
※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以下の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定。  
※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止(児童手当法施行規則改正)。

### 児童手当法に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定

趣旨・改正の内容 児童手当法

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円\*以上の者への特例給付を廃止  
(\*子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合、扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)
- 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。  
(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。 ※児童手当法施行規則改正)



## (支給対象児童・手当月額)

支給対象児童	手当月額 (一人あたり)
0～3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了まで	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円
中学生	一律10,000円
所得制限限度額(※)以上 一律5,000円(特例給付) (※)960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合)	
令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 (子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当)	

## <今後の課題と取組方針>

児童手当については、従来から、多子世帯や子供の年齢に応じた拡充・重点化が必要との指摘があり、昨年の改正法の検討規定に沿って検討することとされている。

## 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)附則 検討規定

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## <関連するデータ・数値目標等の進捗状況>

- 対象児童数：1,620万人  
(令和2年度年報(令和3年2年末))
- 令和4年度予算：1兆9,988億円

# 児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童(住基登録者：外国人含む) ※対象児童1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>
手当月額 (一人当たり)	<p>0～3歳未満 一律15,000円</p> <p>3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</p> <p>中学生 一律10,000円</p> <p>所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)</p> <p>※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合)</p> <p>〔令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 (子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当)〕</p>		
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和4年度予算：1兆9,988億円 〔国負担分：1兆951億円、地方負担分：5,476億円〕 〔事業主負担分：1,637億円、公務員分：1,925億円〕		

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

## 概要

### (1) 子ども・子育て支援法の一部改正

#### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

#### ② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

#### ③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

### (2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）。

#### ※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

# 児童手当法に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定

児童手当法

## 趣旨・改正の内容

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

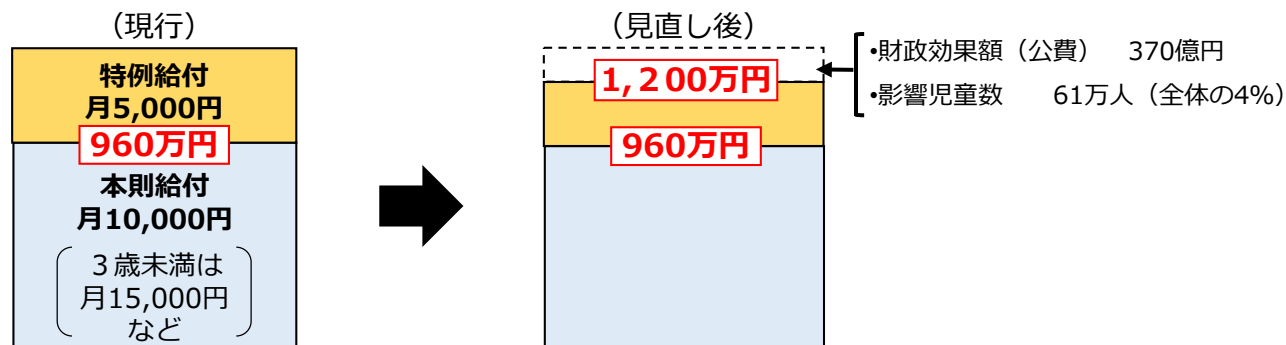
○ 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断

○ 年収1,200万円\*以上の者への特例給付を廃止

(\*子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)

○ 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。※児童手当法施行規則改正)



(参考) 全世代型社会保障改革の方針 (令和2年12月15日閣議決定)

## 2. 待機児童の解消

(前略)

その際、児童手当については、少子化社会対策大綱 (令和2年5月29日閣議決定) 等に基づき、高所得の主たる生計維持者 (年収1,200万円以上の者) を特例給付の対象外とする。

児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年 (2022年) 10月支給分から適用する。

これらのために、令和3年 (2021年) の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。